

平成 29 年 3 月 27 日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号  
(本社事務所 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 16 番 3 号)  
会 社 名 GMO アドパートナーズ株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 橋 口 誠  
(コード番号 4784 JASDAQ)  
問い合わせ先 取締役 森 竹 正 明  
T E L 03-5728-7900  
U R L <http://www.gmo-ap.jp/>

## 第 18 期有価証券報告書(自平成 28 年 1 月 1 日 至平成 28 年 12 月 31 日)の 提出期限延長に関する承認申請書の提出のお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 27 日開催の当社臨時取締役会におきまして、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出をすることを決議し、本日提出をいたしますので、お知らせいたします。

### 1. 対象となる有価証券報告書

第 18 期有価証券報告書(自平成 28 年 1 月 1 日 至平成 28 年 12 月 31 日)

### 2. 延長前の提出期限

平成 29 年 3 月 31 日

### 3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 29 年 4 月 28 日

### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成 29 年 2 月 27 日付「第三者委員会の設置及び第 18 期 定時株主総会の延期に関するお知らせ」(以下、「本リリース」)において公表いたしましたとおり、平成 28 年 12 月期の通期決算にかかる会計監査人の監査の過程において、当社連結子会社である GMO NIKKO 株式会社(以下、「GMO NIKKO」)における売上取引の一部につき、計上根拠の信ぴょう性に疑義が生じた旨の指摘を受け、追加的な監査手続が必要となりました。

当社は追加監査の前提となる事実関係の把握を目的として、本リリースに記載のとおり、当社と利害関係を有しな

い外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、現在、調査が継続しております。当社は、これまで第三者委員会の調査に全面的に協力しておりますが、その調査報告については、平成 29 年4月中旬を目途に取り纏められ、当社取締役会に報告される見込みです。従いまして、金融商品取引法第 24 条1項に定める有価証券報告書の提出期限である平成 29 年3月 31 日時点で、追加の監査手続に必要な事実確認を終了することが困難となりました。また、最終報告書受領後の監査法人による追加の監査手続等の期間を考慮すると、有価証券報告書の提出は、平成 29 年4月下旬となる見込みであります。

以上のとおり、金融商品取引法第 24 条1項に定める有価証券報告書の提出期限である平成 29 年3月 31 日までに第 18 期有価証券報告書の提出ができないことが確実であるものと判断し、当該有価証券報告書の提出期限延長につき申請を行うことといたしました。

## 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

また、有価証券報告書の提出期限延長に関する申請が承認された場合、その提出期限である平成 29 年4月 28 日までに、第 18 期有価証券報告書(自平成 28 年1月1日 至平成 28 年 12 月 31 日)の提出および決算短信等の訂正開示を完了する予定であります。

株主や投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上